



戦没者等のご遺族の皆さまへ 「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」 のご案内（第10回特別弔慰金）

【支給対象者】
戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺

族等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。今回の法改正による特別弔慰金については、ご遺族に1層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

特別弔慰金の趣旨
戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給することになりました。

このたび、第189回国会で成立した「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律」に基づき、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第10回特別弔慰金）が支給されることになりました。

特別弔慰金についての Q&A

Q 戦没者等の死亡後に生まれた孫は、支給対象になりますか？

A 特別弔慰金は、「弔慰」の意を表するという制度の趣旨を踏まえ、戦没者等の死亡当時のご遺族（3親等内）を対象としていますので、戦没者等の死亡後に生まれた方は対象になりません。

Q 国債の償還金は、いつ、どこで受け取ることができるのでしょうか？

A 特別弔慰金の支給は、無利子の記名国債により行われ、平成28年から毎年1回、償還日（4月15日）以降に均等に支払い（年5万円）を受けることができます。償還金の支払いを受ける場所は、請求手続きの際に、ご希望の郵便局などを指定していただくことになっています。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/>

族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お1人に支給されます。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計

関係有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の3親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

【請求期間】
平成27年4月1日から平成30年4月2日まで
※請求期間を過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

【請求窓口・お問い合わせ先】
・三好市福祉事務所地域福祉課
電話 72・7647
・各総合支所

市営住宅入居者募集

入居を希望される方は6月30日（火）17時15分までにお申し込みください。随時入居申し込みが可能な住宅もあります。詳しくはお問い合わせください。

公募抽選により入居決定する住宅【申込期限：6月30日】

住宅名	所在地	戸数	単身可	区分	築年度
三野王地団地A（東棟）	加茂野宮	1		公営	S60
井川中村南B団地	タクミ田	1		公営	H4
井川西新町2号団地	御領田	1		公営	H12
池田州津B団地	州津	2		公営	S55
池田板野団地	イタノ	3		公営	S53
池田白地団地	白地	1	○	公営	S55
山城永美団地	下川	3		公営	H7
山城下名2号団地	下名	1		公営	S57
山城西宇1号団地	西宇	2		公営	H3
山城南川団地	下川	2		公営	S52
山城伊予川団地	信正	1		公営	H9

随時入居申し込みが可能な住宅（先着順により入居決定）

住宅名	所在地	戸数	単身可	区分	築年度
池田中西A団地	中西	1	○	公営	S49
池田中西B団地	中西	1	○	公営	S48
池田中西C団地	中西	1	○	公営	S50
池田新山団地（B棟）	シヤマ	1		公営	S56
池田新山団地（E棟）	シヤマ	1		公営	S57
池田新山団地（I棟）	シヤマ	1		公営	S57
池田西山浜団地	西山	1	○	公営	S59
池田西山浜団地	西山	1	○	公営	H1
山城永美団地	下川	2	○	特公	H7
西祖谷一字団地	一字	5	○	公営	S60
西祖谷第2西岡団地	西岡	3	○	公営	H4
西祖谷榎団地	榎	4	○	特公	S53
西祖谷榎団地	榎	2	○	公営	S53
西祖谷秘境ふるさと団地	一字	18	○	貸付	H13
東祖谷名頃団地	菅生	2	○	公営	S53
東祖谷落合2号団地	落合	2	○	公営	S53

公=公営住宅 特=特定公共賃貸住宅 貸=貸付住宅
市営住宅募集情報は市ホームページにも掲載しています

■ お申し込みに必要な書類

- ①市営住宅入居申込書
- ②入居者全員の住民票（同一世帯であれば住民謄本で可）
※同居者が入籍していない場合は婚約証明書
- ③入居者全員の所得課税証明書
- ④入居者全員の税金及び公共料金を滞納していない証明書（市外在住の方のみ）

■ お申し込みできる方

- ① 現在、同居か同居しようとする親族がある方
- ② 現に住宅に困っていることが明らかな方
- ③ 税金・水道・保育料等の公共料金を滞納していない方
- ④ 所得が所定の基準に該当する方
- ⑤ 申込者または同居親族が暴力団員でない方

■ 公営住宅の所得基準

入居世帯の所得合計が月額15万8千円以下であること。ただし次の場合は所得合計が月額21万4千円以下であれば入居可能です。

- ① 高齢者世帯（入居申込者が60歳以上で同居しようとする親族全員が18歳未満または60歳以上）
- ② 障害者世帯（入居者または同居者が、障害者・戦傷病者・被爆者・引揚者等）
- ③ 子育て世帯（同居者に義務教育就学中の子供がいる世帯）

■ 特定公共賃貸住宅の所得基準

入居世帯の所得合計が月額15万8千円以上48万7千円以下（前記の所得基準に当てはまらない方でも入居可能な場合がありますので、お問い合わせください）

■ 貸付住宅の所得基準

入居世帯の所得基準なし

■ お申し込み・お問い合わせ先

- | | | |
|-------|---------|--------------|
| 池田地区 | 三好市管理課 | （電話 72-7681） |
| 三野地区 | 三野総合支所 | （電話 77-4804） |
| 井川地区 | 井川総合支所 | （電話 78-5001） |
| 山城地区 | 山城総合支所 | （電話 86-1111） |
| 西祖谷地区 | 西祖谷総合支所 | （電話 87-2273） |
| 東祖谷地区 | 東祖谷総合支所 | （電話 88-2896） |



西浦さんは、ご自宅で家族5人と過ごされています。この日は大歩危峽ホテルまんなかで祝賀会が行われ、家族や親戚、関係者ら50人から祝福を受けられました。長寿の秘訣は、身体を動かすことで、天気の良い日には畑仕事や自宅周辺の道路の掃除をしているそうです。これからもお元気で過ごしてください。

6/1 西浦ヒサエさん
（山城町上名）

祝 百歳到達
おめでとうございます